

特定個人情報保護評価書（P I A）の主な変更内容について

（１）特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン等の改正に伴う見直し（重要な変更）

【概 要】

特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン及び地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドラインが改正されたことに伴い、情報セキュリティ対策等の見直しを行うため、評価書の変更を行うものです。

【評価書の主な変更点】

（１）の主な変更点はパスワードの取り扱いや情報連携事務における標準システムと中間サーバーのサーバー間連携機能（以下、サーバー間連携機能という）に関するものです。評価書中の「事務の内容」に関する記載を変更することになるため、国の示す「特定個人情報保護評価の指針」により、保護評価の再実施を必要とします。

（２）オンライン資格確認等システムの導入に伴う記載内容の整備（形式的な変更）

【概 要】

令和３年３月よりオンライン資格情報確認システム（令和２年６月より準備作業開始。医療事業者等が被保険者等の資格情報をオンラインで確認できるシステム）が導入されることに伴い、中間サーバーから資格履歴情報（個人番号を除く）を同システムへ提供する必要があります。システムの運営・管理については、当広域連合と事務委託契約を締結している社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会（中間サーバー等の管理・運営を行う行政機関。以下「取りまとめ機関」という。）が行うことになるため、当該契約と評価書との矛盾が生じないように記載内容の整備を図るものです。

【評価書の主な変更点】

主な変更箇所は取りまとめ機関がオンライン資格確認等システムの導入に関して行う資格履歴情報の用途に関するものとなります。

【備考（重要な変更としないことの理由）】

（２）では「事務の内容」に関する記載を変更していることから、本来は国の示す「特定個人情報保護評価の指針」において保護評価の再実施を必要とする項目ですが、変更する内容が「取りまとめ機関」における資格履歴情報の用途の変更であり、当広域連合における特定個人情報ファイルの取扱いに影響を及ぼすものではないことから、指針第６の２（２）ただし書きにある「形式的な変更」に該当すると考えられるため、「重要な変更」には該当しないものと解されます。